

平成 29 年度 九州農政局国営事業の環境に係る情報協議会
議事概要

1. 日 時：平成 29 年 6 月 6 日（火） 9:50～15:15
2. 場 所：八代グランドホテル会議室（2階 臥龍の間）及び現地
3. 対 象 地 区：国営かんがい排水事業「八代平野地区」
4. 出 席 者：（委員）

日本鳥類保護連盟	専門員	大田 眞也
環境省九州地方環境事務所	統括自然保護企画官	河原 武
佐賀県土地改良事業団体連合会	専務理事	副島 孝文
九州大学	名誉教授	中野 芳輔
NPO法人ワークショップ「いふ」	理事長	星子 邦子
（九州農政局国営事業環境検討委員会）		
地方参事官（事業計画担当）	鈴木 浩之	
地方参事官（各省庁担当）	坂根 勇	
農村振興部水利整備課長	中村 昌孝	
農村振興部事業計画課長	細川 直樹	
土地改良技術事務所長	本間 新哉	
北部九州土地改良調査管理事務所長	白山 幸一	

5. 議事について

平成14年4月1日に施行された改正土地改良法第1条2項において、食料・農業・農村基本法第24条を踏まえ、土地改良事業の施行にあたっては、環境との調和に配慮しつつ必要な施策を講ずることとされています。

このため、国営事業において「環境との調和への配慮」を適切に行い、自然との共生の持続性を確保するとともに客観性と透明性を確保しつつ事業の円滑な推進を図るため、環境に関する情報の収集、意見の交換を行う場として、学識経験者等から構成される「九州農政局国営事業の環境に係る情報協議会」を設置しています。

この度、平成30年度新規着工予定の「八代平野地区」の環境配慮計画案について環境に係る情報協議会を実施いたしました。

質疑の概要は以下のとおりです。

【意見交換】

委員) 保全対象生物の選定に当たっては、段階毎にフローに則って選定されているが、保全対象生物は注目すべき種 30 種のうち、植物を除くと、地域住民との関係が深い生物としてアユ、ヌマガイ、カモ類、ヨシノボリ属の魚類を選定したと理解してよいか。植物以外の希少種は工事による影響が少ないと考えてのことか。

農政局) 希少種の●●●と共生関係にあるヨシノボリ属の魚類及びヌマガイ、地域住民との関係の深いアユを選定した。鳥類は地域住民との関係が深いカモ類を選定した。なお、工事内容・範囲が限定的であり、保全対象生物を保全することで、他の希少種の保全も対応できると考える。

委員) ●●●はヌマガイやヨシノボリ属の魚類と共生関係にあるため、これら三種の関係を見る際、産卵時期など施工時期によりある程度の影響が予想される。また、ヨシノボリ属の魚類は●●●と生息環境が異なると思われる。そういう点は考慮されているか。

農政局) 環境創造区域内での施工に当たっては、産卵時期などの具体的な配慮についても事業実施段階で専門家の意見を伺って進めたい。

委員) 鮎鱒川排水路の階段護岸(段差)の施工に当たっては、構造・規模などの詳細は専門家の意見を聞きながら検討するということか。

農政局) 具体的な設置場所、段差の構造や規模などは、事業実施段階において専門家の意見を聞いて検討する。

委員) 鳥類の調査時期(夏季と冬季)について、具体的な時期を伺いたい。

農政局) 夏季は平成 27 年 8 月 20 日～21 日、冬季は平成 27 年 12 月 18 日に調査を実施している。

委員) 年中生息している種は関係ないが、当地は春と秋にシギ・チドリ類の渡り時の食料補給地となっているため、春季と秋季の調査を行えばもう少し鳥類の数が増えると考えられる。また、球磨川河口周辺ではオオズグロカモメは冬、オニアジサシは春と秋に確認される種であるため注視する必要がある。春や秋の渡りの時期(4 月～5 月、8 月中旬～10 月上旬)にも調査して頂きたい。

農政局) 本事業は点的・線的な工事であり、オオズグロカモメなどは施工範囲外にある球磨川河口付近が主な生息地と考えられることから、その種に注目した調査は実施していない。春と秋に調査を行う必要があるという指摘は重要なことから、事業実施段階においての調査に当たっては、調査の時期について地域の専門家の意見を聞いた上で対応したい。

委員) 当地では過去に水田部でシロハラクイナを目撃記録があるため、夏季に調査を実施する場合は留意されたい。また、ラムサール関連の湿地では、熊本県は荒尾が有名であるものの八代平野はそれに勝るとも劣らぬ地域であり、調査にあたっては留意されたい。

委員) 用水路の制水門の色調は、水路・水面・ゲート・周辺の建物など景観と調和のとれた色調とされたい。

農政局) 色調は決定している訳ではなく、環境配慮計画では現状に合う色調を抑えたものを提案しており、最終的には事業実施段階で関係機関や地元と調整を図った上で決定する。

委員) 用水路の制水門の色調に対する景観配慮については、田園環境整備マスタープラン等に色やデザインの配慮を行う目安はあるか。

農政局) 景観配慮計画は熊本県景観計画や球磨川水系河川整備基本方針に具体的な記述はないため、標準色票の中から色調を抑えた提案を行っている。最終的には、事業実施段階で関係機関や地元と調整を図りながら検討する。

委員) 景観配慮については、それぞれの場所に応じた検討が必要と考えられる。同じ球磨川であっても頭首工地点と河口地点では景観が異なる。田園地には田園地における景観配慮をするべきである。それによって、周辺環境と調和していくものになると考える。

農政局) 遥拝頭首工では、現在復元されている旧八の字堰（国土交通省が整備中）との調和にも配慮が必要と考えている。また、田園地の景観配慮も含め事業実施段階で関係機関や地元と調整を図りながら検討する。

委員) ヨシノボリ属の魚類が潮遊池にも生息していたとのことであり、水位や流速が変化するなど生息環境の変化に対してどのように行動し、繁殖しているのか。もう少し調査して頂き魚類に優しい環境を考えて頂きたい。

農政局) 事業実施段階において地域の専門家の意見を聞いた上で対応したい。

委員) 環境創造区域は、小学生などの教育の場として活用し、土地改良事業の意義をよく知って貰うための積極的な仕掛けができないか。

農政局) 事業実施段階で関係機関や地元と調整を図り、そのような意向があれば検討を行い提案したい。

【現地調査】

委員) 遥拝頭首工の魚道はどのような魚種が遡上しているのか。

農政局) アユのほかヨシノボリ属の魚類の遡上も確認されている。

委員) 鯰川排水路において、排水路から水田に生物が移動可能となる施設があれば子供たちへの生態系の教育の場になるので検討してはどうか。

農政局) 事業実施段階で検討したい。

委員) 鯰川排水路の浅場(段差)の整備については、必要性は理解できるが、整備に要する農家負担や将来の管理も考慮すれば、大々的な整備は慎重に行うべき。また、環境配慮にも経済効果(B/C)の観点からの検討が必要と考える。

農政局) 浅場の整備は 50m 程度で 1 箇所を予定しているが、具体的な整備方法は事業実施段階で検討したい。

委員) 佐賀平野のクリークでも石を積んだりしている。単純な石積みの検討なども必要である。
農政局) 事業実施段階で検討したい。

委員) 北新地排水機場の統廃合について、周辺漁協の理解は得られているのか。
農政局) 関係漁協の理解は得られている。

【意見交換】

委員) 一般論であるが、人間が生活する中で守られてきた環境が壊れつつあるのが問題である。希少種に注目しているが、それらを守るために一番大事なのは典型的な自然環境や生き物は何かという視点であり、典型的な種を守ることで希少種が守れる。原点に帰り、典型的な種にも注意しながら守っていくようお願いしたい。

農政局) 事業実施段階の検討の際は活かしていきたい。

委員) 鮎鱧川排水路は、環境配慮対策実施後のモニタリングも計画されているが、どのような体制で観察を行うのか。地域の自然がどう変わっていくかを地元の人たちが認識することが大事である。可能であれば地域の小学校と連携した観察を行い、学習発表会等に繋げていければ、地元の人たちもいろいろな自然に目を向けてくれるのではないか。

委員) 地域の方々が環境にどういう期待を持っているか大事である。子供達が親しむような場を創る必要があるのではないか。

農政局) 環境配慮検討部会の中で、地域の意見を聞いて現在の環境配慮計画(案)を策定しているが、モニタリングの実施にあたっては、地域の連携も含めて検討していきたい。

委員) 土地改良事業を実施するにあたって環境配慮とは、その事業が環境に負荷を与えるものに対しての対応が必要である。事業が環境に与える影響をできるだけ軽減することを再確認し、事業実施に繋げて頂きたい。一方で、土地改良事業には農家負担も伴うため、環境配慮への費用負担の説明責任が生じることから、コストについても注視して頂きたい。また、事業をきっかけに、地域の方々が少しでも環境に目を向けるような仕組みを考えると効果的ではないか。

農政局) コストや維持管理を考慮した環境配慮対策の検討に努め、また、費用負担も生じることから、地域住民代表や県・市町の事業に係わる機関を含めた環境配慮検討部会の中で整備方針の調整を図り、環境配慮計画(案)のとりまとめを行っている。今後、事業実施にあたっては引き続き検討を進めていきたい。

委員) このような良い自然があることや事業により改良されること、どういう歴史をたどって今日に至ったという様なことを地域の子供達に知ってもらうために、社会科等で国の職員が先生として「地域を知る」授業を行えないか。

委員) この地域は、遥拝頭首工から取水した農業用水が用水路を通じてほ場に配水され、最後は排水路から潮遊池へ流れ、そこから樋門やポンプにより海へ排水される一連の仕組みとなっており、非常にコンパクトな教育の場になるので活用して頂きたい。

農政局) 九州農政局では学校の出前授業を行った実績もある。事業実施段階で関係機関や地元と調整を図り、検討していきたい。

委員) 「特定外来生物が捕獲された場合は排除する」とは、具体的な種が確認されているのか又は一般的なことを想定しているのか。特定外来生物の法律は環境省の所管であり、九州各県の連絡会議を開催し情報交換を行っているが、宇城市で農作物に関係するアライグマやクリハラリス(タイワンリス)による被害報告がある。

農政局) 現地調査で確認された特定外来生物の動植物(カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、オオキンケイギク、オオフサモ)は排除する。なお、現在のところアライグマやクリハラリスの被害は確認されていないが、今後、工事中に確認された場合は所定の手続きを取って対応する。

委員) 特定外来生物には、ほ乳類、魚類、植物と多種あり、知見のない方法での処分は拡散の恐れもあるし、法に抵触することもあるため、不明な点があれば九州地方環境事務所に相談して頂きたい。

農政局) 承知した。

委員) 本日出された各委員の意見を参考にして、よりよい環境配慮計画になるよう期待したい。